

学 生
保 護 者 各 位

学校法人八文字学園
理事長 八文字 和宏
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症陽性者発生に伴う対応について

8月5日(水)、専門学校水戸ビューティカレッジの学生1名が新型コロナ感染症のPCR検査の結果が陽性と確認されました。この学生のアルバイト先の従業員に陽性判定が出たことから、8月3日(月)に保健所より連絡があり、PCR検査を受けたところ、8月5日(水)夕方に上記の検査結果が判明しました。

学校法人八文字学園におきましては、現在保健所と連携を取りながら対応を行っているところです。また、当該校においては、検査結果を待つことなく、8月3日(月)に全館消毒を実施いたしました。そのうえで、学生の安全を最優先し、学校保健安全法第20条に基づく対応を下記のとおり定めましたのでお知らせいたします。

1. 臨時休校期間

令和2年8月5日(水)から7日(金)

※ なお、8月8日(土)から8月17日(月)は夏期休業期間になります

2. 対象

専門学校水戸ビューティカレッジの学生(全学年)

3. 休校期間中の対応

臨時休校の期間は、感染拡大を防止するための緊急措置であるため、自宅で過ごし不要不急の外出を避けてください。

※ 夏期休業期間におきましても、同様の対応が望ましいです。

4. その他

頭痛・味覚異常等、感染が疑われる症状のある方、濃厚接触者に特定される方、あるいは、感染が判明した方は、お住まいの地域の保健所にご連絡をお願いいたします。

これまで本校は、教職員、在校生、外来のお客様に対して、検温やマスク着用、手洗いの励行、手指消毒、教室の換気を始めとして、感染拡大防止に努めてまいりました。学生の皆様には、休校期間中も感染症対策の徹底と検温等の健康状態の確認を継続していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、許されるものではなく、誹謗中傷や不用意なSNS等への発信などありませんようご理解のほどよろしくをお願いいたします。

以 上

学校保健安全法第20条(臨時休業)

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。